

# **NMR 研究基盤**

## **トライアル利用課題申請のご案内**

**国立研究開発法人理化学研究所**

**生命機能科学研究センター**

**NMR 維持管理・共用促進チーム**

# 目 次

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 理研 NMR 研究基盤のご案内 | 1 |
| (1) 趣旨             | 1 |
| 2. 申請案内            | 1 |
| (1) 申請の内容          | 1 |
| (2) 申請にあたっての留意点    | 1 |
| (3) 申請手続           | 2 |
| 3. 利用料金            | 2 |
| (1) 利用料金の種類及び金額    | 2 |
| (2) 利用料金の支払方法      | 4 |
| 4. お問い合わせ先         | 4 |
| (付録)               |   |
| 情報管理計画の基本的考え方      | 5 |

## 1. 理研 NMR 研究基盤のご案内

### (1) 趣旨

理化学研究所(以下「理研」)が所有する 13 台の高磁場 NMR 装置群を含む「NMR 立体構造解析パイプライン」研究基盤(以下「NMR 施設」)を先端的な共用施設・機器として、産業界や学術分野における幅広い利用に供することで、科学技術活動全般の高度化を図ることを目指すものです。

## 2. 申請案内

### (1) 申請の内容

「トライアル」利用に募集する課題は、大学・研究機関等に属する研究者による提案課題であり、以下に示すいずれかの要件を満たすことが望まれます。

- 1：NMR 装置を利用した新規性のある課題
- 2：NMR 測定技術の応用を目指した課題
- 3：NMR 技術領域の拡大発展に寄与する課題

本利用枠で実施される課題は、共同研究申請を前提として有償での利用※としております。利用期間は最大 3 日利用までです。

利用課題の分野について特段の制限はありません。申請内容は、後述する (2) ⑦「欠格事項」に該当しないものに限りまます。

上記趣旨に基づき、NMR 施設の一部の利用時間(マシンタイム)を申請者(利用者)に供与し、利用者が円滑に供用できるよう、NMR 測定、解析などの支援を行います。

申請は随時受付とします。申請案内および利用課題の申請受付、施設の概要等は理研NMR施設ウェブサイトにて行います(<https://www.ynmr.riken.jp/>)。

※施設利用料金については、使用機器・作業の種類に応じた料金をいただきます。

### (2) 申請にあたっての留意点

#### ①利用時期

採択利用課題の NMR 施設の利用開始は、採択日以降となります。各利用課題の利用時期は、採択後に調整させていただきます。

#### ②消耗品について

NMR 測定にかかる消耗品は各自でご用意をお願いします。

ただし、固体試料管に関しては貸与可能のものもありますので、事前に NMR 施設にお問い合わせください。

#### ③誓約書の提出

申請者は NMR 施設利用に関する誓約書を提出していただきます。

#### ④知的財産権の帰属

利用課題実施者が NMR 施設を利用することによって生じた知的財産権について

は、利用課題実施者に帰属します。なお、発明者の認定につきましては、基本的にその発明に係わったかどうか認定の基準になりますので、ケース毎に判断することとなります。

⑤生命倫理及び安全の確保

生命倫理及び安全の確保に関し、申請者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究課題については、必ず所定の手続きを行っておく必要があります。手続き完了まで利用を開始することができませんので注意してください。

⑥人権及び利益保護への配慮

課題を進める上での協力者の同意や社会的コンセンサスを必要とする研究開発または調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取り扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行っておいてください。

⑦欠格事項

申請者が下記に該当する場合は、採択の決定が取り消されます。

(i) 過去(3 か年内)に NMR 施設利用に際して、虚偽の申告または、不正な利用を行った者。

⑧申請及び利用における情報管理

利用課題申請及び利用において、入手した情報は、本ご案内資料付録の情報管理計画に従って管理するものとします。従って、情報管理計画において非公開対象としている項目以外の情報も、申請者の同意なくしては公開致しません。

⑨旅費について

本課題実施のための施設利用に伴う旅費の補助はありません。

**(3) 申請手続**

①申請方法

申請はウェブサイトで受け付けます。

申請に関する最新情報は以下のホームページをご覧ください。

理化学研究所 NMR 施設：<https://www.ynmr.riken.jp/>

②採択

申請受付後、本 NMR 施設での実施内容に関し双方が合意し、誓約書を提出いただいた時点で採択とし、採択通知をご連絡致します。

**3. 利用料金**

**(1) 利用料金の種類及び金額**

NMR 装置利用の場合は、使用する装置の種類と測定期間に基づき料金を算定します。

最新の料金は理研 NMR 施設のホームページをご覧ください。

(2020 年 6 月に改訂されました。)

(URL)[https://www.ynmr.riken.jp/apply\\_inform/fee.html](https://www.ynmr.riken.jp/apply_inform/fee.html)

その他のサービスをご希望の場合は、下記の 4.お問い合わせ先までご相談ください。

## (2) 利用料金の支払方法

利用料金は、利用終了後理研からの請求書到着後 60 日以内に理研が指定する銀行口座に振り込んでください(振込手数料は振込者の負担となります)。

## 4. お問い合わせ先

本事業の概要については以下のホームページで情報を公開しています。

理化学研究所 NMR 研究基盤：<https://www.ynmr.riken.jp/>

利用課題の実施に関わるお問い合わせは、下記の理研 NMR 施設の連絡先をお願いします。

本申請に関して入手した個人情報は、「国立研究開発法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等に従って、適切に管理します。

【連絡先】

E-mail：[nmrkaihou@riken.jp](mailto:nmrkaihou@riken.jp)

## 情報管理計画の基本的考え方

### 1. 情報管理全体に関する基本的考え方

申請受付・課題実施・成果発表など、利用の一連のプロセスにおいて、理化学研究所(理研)が知り得た個別の情報については、相手先の同意なくしては公表しない。ただし、個別内容が特定できない統計的に処理されたデータ並びに2-3.項を除くものとする。

### 2. 情報管理の方法に関する考え方

申請受付・選考・課題実施・成果管理については、以下の基本方針の下、各業務を行う。

- ① デジタルデータのパスワード管理を徹底する。
- ② 紙媒体文書については、施錠管理を徹底する。
- ③ 相手方の要請があれば、随時必要に応じ機密保持契約を締結する。
- ④ 理研職員が秘密を漏らした場合、所定の法令等の罰則が適用される。

#### 2-1. 申請・選考

- ① 理研職員は、公務員並の守秘義務を負うことを徹底することで、業務上知り得た情報を管理する。

#### 2-2. NMR 装置利用支援

- ① 試料の管理  
利用者が責任を持って管理する。(利用者の手を離れないようにする)
- ② 実験実施時のセキュリティ  
スタッフ立会いの下、実験を開始・終了する。(基本的に利用者間の接触はなし)
- ③ 測定データ  
実験装置での不必要なデータは、ユーザー判断のもとにデータの消去を確実に実施する。

#### 2-3. 研究成果

実験に関する利用報告書については、秘匿する期間内は理研で施錠保管する。

以 上